

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設

変更届出書

廃止

群馬県知事 あて

届出者

住所氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

郵便番号

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理事業を
変更した
廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により届け出ます。

変更又は廃止前の届出の内容	産業廃棄物処理施設の設置の場所		
	産業廃棄物処理施設の種類		
	産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類	産業廃棄物	
		一般廃棄物	
	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み		m ³ t
	産業廃棄物処理施設の設置許可	許可年月日	
		許可番号	
	処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及びこの届出の日における残余の埋立容量）	埋立地の面積 残余の埋立容量	m ³ /日（ ）時間 t/日（ ）時間 m ³ /時間 t/時間 m ² m ³
産業廃棄物処理施設の設置許可に付された条件			
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域			
変更の区分	☐ 一般廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設の種類の変更 ☐ 処理する一般廃棄物の種類の変更		
変更の内容	変更前		変更後
一般廃棄物処理事業の廃止の理由			
一般廃棄物処理事業の廃止の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「変更の区分」欄は、該当する変更の区分に $\blacktriangleleft$ を付すること。 3 「変更の内容」欄は、変更前及び変更後の内容を対照させること。 4 処理する一般廃棄物の種類の変更の場合は、「変更の内容」の「変更後」欄に処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込みを記載すること。 5 当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、「産業廃棄物」の欄に石綿含有産業廃棄物を処理する旨を、「一般廃棄物」の欄に石綿含有一般廃棄物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に石綿含有一般廃棄物の年間処理量の見込みを記載すること。 6 当該施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る）である場合にあっては、「一般廃棄物」の欄に水銀処理物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に基準適合水銀処理物及び基準不適合水銀処理物のそれぞれの年間処理量の見込みを記載すること。 7 省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域について記載すること。また、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を添付すること（廃止の場合を除く。）。 8 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に、群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により交付された受理書を添えて提出すること。 9 2部提出すること。			